

## 第2章 まちづくりの理念と目標

### 1 まちづくりの基本理念

全国的な人口減少局面を迎えるなかで、吉野川や高越山等の豊かな自然環境、鴨島地域を中心とした都市機能の集積、一般国道 192 号や JR 徳島線による県都徳島市や高速交通網へのアクセス利便性等の本市の“強み”を活かし、存在感を発揮するまちづくりに取り組みます。

そのようななかで、尽きることのない吉野川の水の流れとともに、活力やにぎわいのあるまちなかで、人々が躍動する持続可能なまちをめざして、まちづくりの基本理念を以下のように掲げます。

### ひと・まち・かわの息吹を感じるまちづくり

～夢・未来が広がる「生活舞台 吉野川」の創造～

#### めざすまちのイメージ

- 豊かな自然に恵まれた環境のなかで、活力と魅力のある産業(雇用の場となる工業施設・商業施設、娯楽施設等)が適正に配置されたまち
- にぎわいのある中心部が形成されるとともに、生活利便性の高いエリアに人口の集積が進むまち
- 中心部と各地域の住まいの場が交通ネットワークで結ばれ、多様な生活パターンを実現できるまち
- 安全・安心、快適な生活の場として、生活基盤整備等が充実したまち

## 2 まちづくりの基本目標

まちづくりに示した基本理念やめざすまちのイメージを踏まえ、本計画におけるまちづくりの基本目標を、以下のように定めます。

### 基本目標

1

#### 豊かな自然と田園、生活の場が調和する快適なまちづくり

吉野川や高越山等の優れた自然に囲まれる本市の特性を活かしつつ、豊かな農業生産の場の保全、商工業・サービス業等の産業集積、良好な生活基盤の整備を促し、本市全体として、自然・田園・生活の場として調和のとれたまちづくりをめざします。

### 基本目標

2

#### コンパクトで活力とにぎわいのあるまちづくり

吉野川中流域における生活拠点として、生涯を通して多様な選択が可能な生活の場となるように、コンパクトシティ・プラス・ネットワークによるまちづくりに取り組み、活力やにぎわいのあるまちづくりをめざします。

立地適正化計画に基づいた居住や都市施設の適切な誘導により、本市の中心となる鴨島駅周辺における商業振興や居住空間としての充実に取り組み、活力とにぎわいを創出し、住みやすく持続可能なまちづくりを進めていきます。

あわせて、地域の特性を踏まえた生活基盤整備を進めるとともに、多様な移住・定住促進施策の推進を図り、生活の場として選ばれる吉野川市をめざします。

### 基本目標

3

#### 地域の個性の発揮と多様な連携を促す快適なまちづくり

人口減少や少子高齢化等の課題に対応し、各地域の活性化を図るため、日常生活拠点の形成により、コンパクトシティ・プラス・ネットワークによるまちづくりに努めます。

各地域の生活拠点の形成に当たっては、地域の個性や特徴を活かしつつ、日常生活サービスの充足を図る等、利便性・快適性の高い空間形成をめざします。

また、鴨島駅周辺を中心とする拠点と各地域の生活拠点を結ぶ公共交通ネットワークの形成等による連携強化を図り、だれもが移動しやすく、歩いて暮らせるまちづくりをめざします。

## 基本目標

# 4

### まちの魅力を高める美しい自然と景観に囲まれたまちづくり

吉野川や高越山等をはじめとした豊かな自然に囲まれた、安らぎのある生活環境を活かし、住み心地の良いまちづくりをめざします。また、自然環境の保全・活用、地域の様々な魅力ある資源の活用により、観光・交流人口の増加を図るとともに、住む人や訪れる人が吉野川市の魅力を感じるまちづくりをめざします。

さらに、地域固有の産業振興、歴史・文化の継承や創出に努めるとともに、まちの将来を担う子どもたちの地域に対する理解を深めることで、地域への愛着を高め、個性あるまちの創出をめざします。

## 基本目標

# 5

### 災害に強く安全で安心して暮らせるまちづくり

本市に甚大な被害をおよぼす可能性のある南海トラフ巨大地震や吉野川の洪水対策に取り組むとともに、頻発・激甚化する自然災害の被害抑制・軽減に向けて、関係機関との連携を図りながらハード・ソフト両面からの対策を進め、災害に対して強靱なまちをめざします。

また、大規模災害発生時に迅速かつ適切な行動が取れるように、地域の防災体制の強化や情報伝達手段の充実、事前復興の取組等を進めていきます。

## 基本目標

# 6

### だれもが住みやすく、住み続けたいまちづくり

まちづくりの主役である市民の主体的な活動を促すとともに、市民と行政の協働によるまちづくりを進めていきます。

また、計画づくりや計画の実施、計画の評価の各段階における市民の積極的・継続的な参画を促す体制づくりに取り組み、市民が主役となるまちづくりをめざします。

市民一人ひとりがまちづくりに参加し、地域への誇りや愛着を高め、今よりも住みやすく、今後も住み続けたい、住まいの場として選ばれる吉野川市をめざします。

### 3 将来人口目標

平成 25(2013)年度に作成した吉野川市都市計画マスタープランでは、令和5(2023)年の目標人口を約 39,000 人と掲げていました。令和2(2020)年時点の本市の総人口は 38,772 人となっており、目標値を下回っている状況にあります。

全国的な人口減少社会を迎えているなかで、今後も人口減少を避けて通ることは困難ですが、まちの活力や魅力を高め、人口減少傾向に歯止めをかけることをめざしていきます。

そのため、吉野川市人口ビジョン(令和2年3月)が示す将来推計人口を基本に、本計画の目標年度(令和 25(2043)年)の目標人口を 33,000~34,000 人、中間目標年度(令和 15(2033)年)の目標人口を 29,000~31,000 人とします。



図 将来目標人口

出典：国立社会保障・人口問題研究所：日本の地域別将来推計人口(平成 30 年3月推計)  
吉野川市人口ビジョン(令和2年3月改定)

※ シミュレーション1~3は、社人研推計準拠において、合計特殊出生率が令和 17(2035)年までに 2.07(人口置換水準程度)まで上昇し、令和 7(2025)年以降は移動(純移動率)が均衡になると仮定した場合の人口を推計したもの。

## 4 将来都市構造

「まちづくりの基本理念」や「まちづくりの基本目標」の実現に向け、計画的な土地利用と地域資源の保全・活用の基盤となる『エリアの形成』、地域の特色を活かしたまちづくりに向けた『拠点の形成』、市域の一体化と市内外の交流を促す『軸の形成』の視点ごとに方針等を定め、将来都市構造を明確にしていきます。

### 4-1 エリアの形成

#### 基本的な方針

都市計画法や農業振興地域の整備に関する法律等、各種法制度の適切な運用により、市街地、農地、自然地が調和したまちづくりに努めます。

市街化区域以外の農地については、農地の保全を基本としながら、周辺地域との調和を図りつつ、地域の活性化につながる土地利用を促します。

地域の特性や資源を活かしながら、地域の活力や居住環境の維持・向上をめざし、コンパクトシティ・プラス・ネットワークのまちの実現に向けた取組を進めていきます。

#### 対象箇所と方向性

##### (1)にぎわい形成エリア(対象箇所:市街化区域)

市街化区域をにぎわい形成エリアとして位置づけ、都市機能の集積を図ります。

##### (2)くらしとうるおい形成エリア(対象箇所:市全体)

市街化調整区域及び川島、山川、美郷地域の各居住エリアをくらしとうるおい形成エリアとして位置づけ、生活空間と田園空間の調和を図ります。

##### (3)みず／みどり環境保全エリア(対象箇所:市全体)

市全体に広がる豊かな自然は、市の貴重な財産として、また、観光資源として保全・活用に努めます。

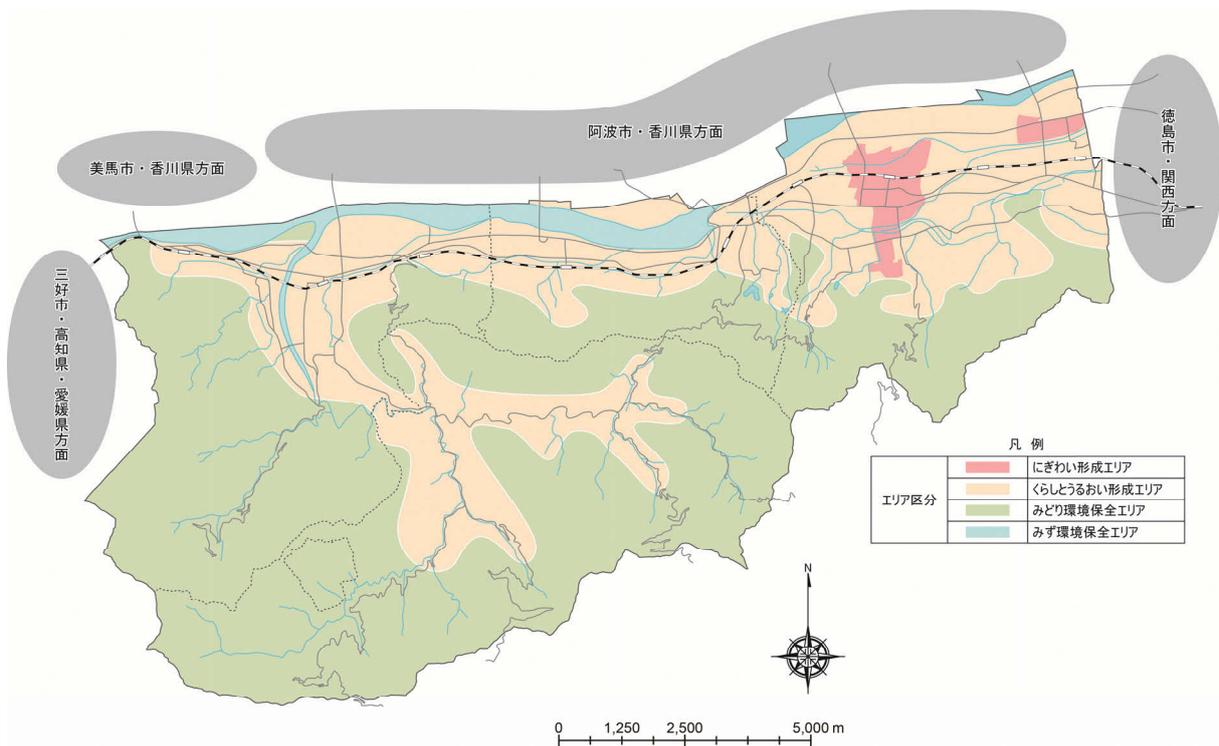


図 エリアの形成

## 4-2 拠点の形成

### 基本的な方針

人口減少、少子高齢化への対応として、快適に生活ができる生活範囲を基本としたコンパクトシティ・プラス・ネットワークの都市構造の構築をめざします。

そのため、各地域の中心部における、地域の特色を活かした都市機能や生活拠点の形成を図るとともに、既存の工業集積や観光施設、自然資源等を活かした拠点形成を促します。

### 対象箇所と方向性

#### (1) まちなか拠点

鴨島駅周辺は、周辺市町も含めた生活圏のまちなか拠点として、また、にぎわいや活力の核となる拠点として、都市機能の充実を図ります。

立地適正化計画において、都市機能誘導区域と設定された区域については、都市機能の集積を促します。

既存の商業施設等をはじめとした都市機能の維持や更新等による利便性の向上に努めます。また、地元商店街関係者や利用者ニーズに対応した、空き店舗や空き地の活用等を進め、市の商業の中心として魅力ある商店街等の活性化を図ります。

## (2) まちなか生活拠点

公共交通の利便性が高く、将来的にも一定程度の人口の維持が期待できる地域を位置づけ、市民の居住を促します。

特に、立地適正化計画において、居住誘導区域として設定された区域については、生活環境の整備や各種の誘導施策に基づき、長期的な視点で人口の集積を促していきます。

## (3) 暮らし拠点

地域住民の日常生活サービスの維持・充実に向け暮らし拠点として、機能集積を図ります。

また、美郷地域の中心部は、地域住民の暮らし拠点に加え、来訪者のふれあい・交流拠点として、機能集積を図ります。

## (4) しごと拠点

牛島地区の既存の工業集積や商業施設の立地を活かし、しごと拠点の形成をめざします。

## (5) みずとみどりの拠点

主要な公園・緑地、水辺等は、水や緑とのふれあいの場として、豊かな自然を感じることでできる拠点の形成をめざします。また、地域の貴重な観光資源として、保全・活用を図ります。

## (6) ふれあい・交流拠点

主要な自然資源や公園、温泉、神社仏閣、日本遺産構成文化財、文化施設等の観光・交流施設では、それぞれの資源の個性を活かした拠点の形成をめざします。また、令和2(2020)年に新設された吉野川市民プラザは、多様な機能を兼ね備え、地域のふれあいやにぎわいのある交流拠点として積極的な活用を図ります。

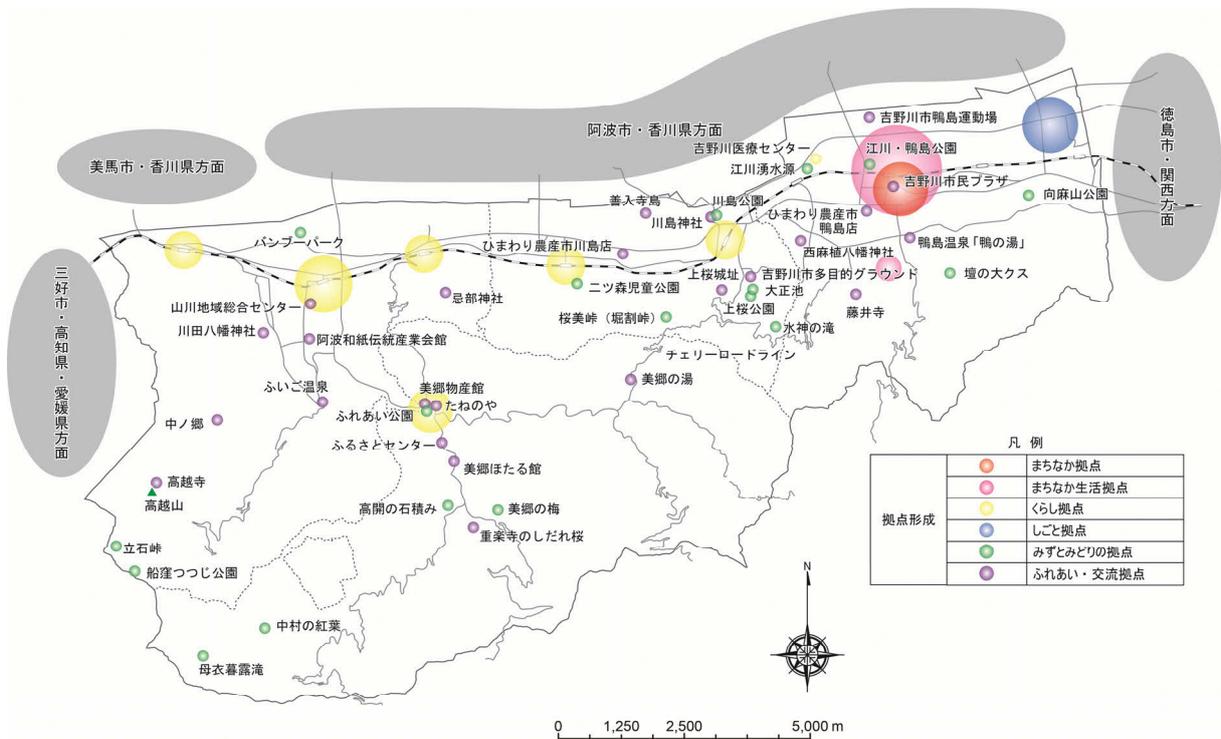


図 拠点の形成

## 4-3 軸の形成

### 基本的な方針

市内外の骨格となる道路網や公共交通網を広域連携軸として位置づけ、生活・交流基盤としての活用を図ります。また、まちなか拠点やまちなか生活拠点、くらし拠点等を結ぶ道路・公共交通ネットワークの強化を図り、一体的な都市の形成を図ります。

河川や山並み等の連続性を有する自然は、本市を特徴づける貴重な資源として、その保全と活用を図ります。

### 対象箇所と方向性

#### (1) 広域連携軸

一般国道 192 号・国道 318 号、JR 徳島線等の骨格となる道路網・公共交通網を広域連携軸として位置づけ、市内外の交流を促します。

#### (2) 地域間連携軸

拠点間やゾーン間を結ぶ道路網・公共交通網を地域間連携軸として位置づけ、市域の連携強化を促します。

#### (3) 交流連携軸

吉野川に架かる個性ある橋りょうや主要な観光地等へのアクセスとなる道路網は、周辺市町との交流や連携の基盤として位置づけ、充実整備を促します。

#### (4) 水／緑の軸

吉野川をはじめとした河川や市域の南側に連なる山並みを水と緑の軸として位置づけ、その保全・活用に努めます。

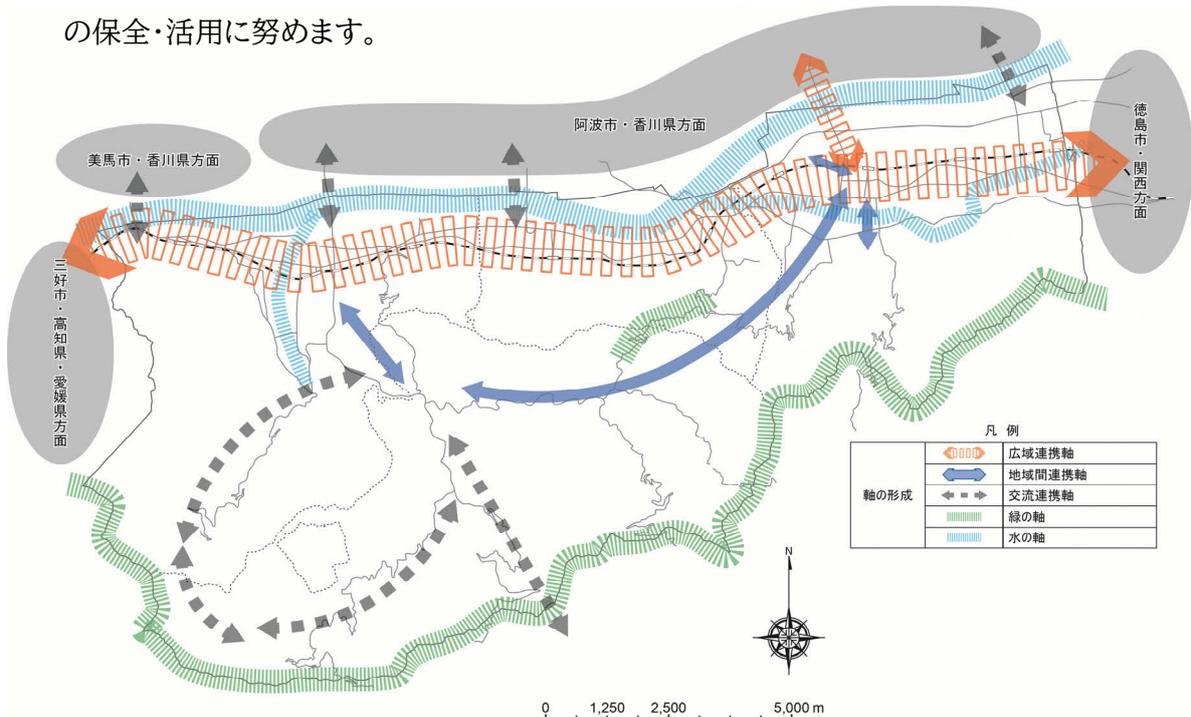
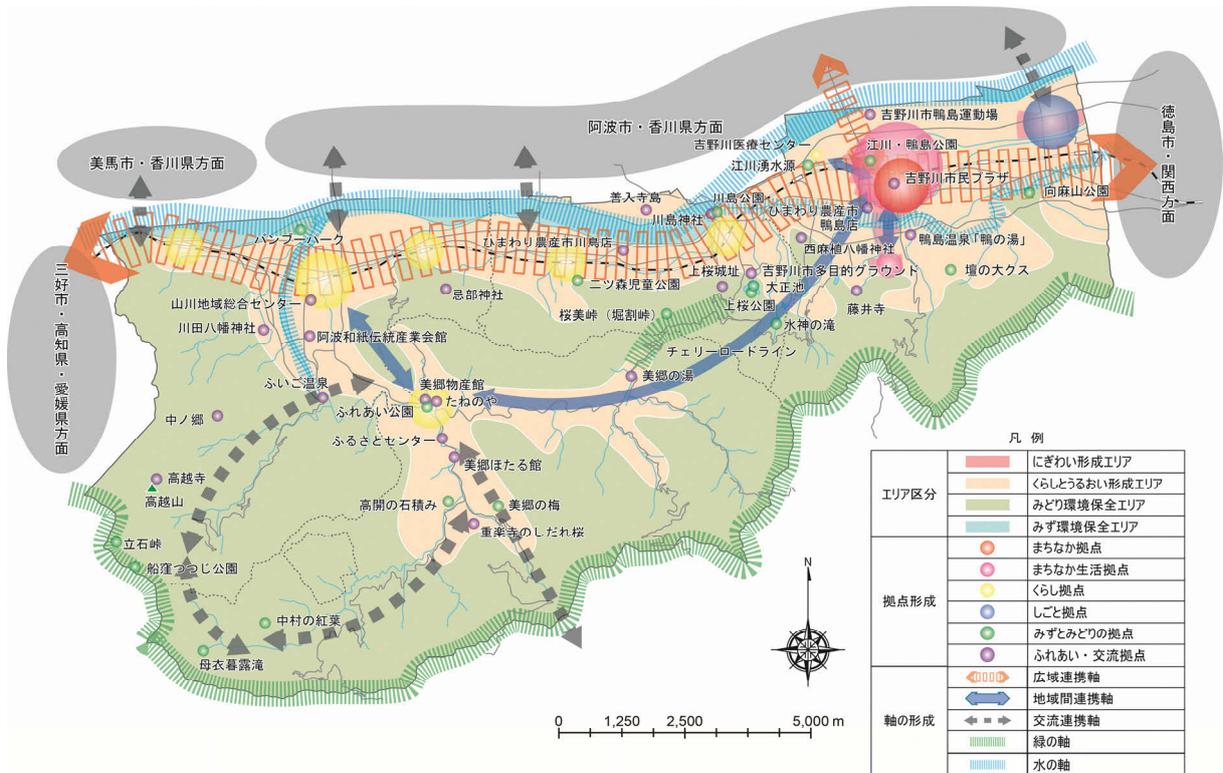


図 軸の形成

## 4-4 将来都市構造図

『エリアの形成』、『拠点の形成』、『軸の形成』の視点から、本市の将来都市構造図を以下のように設定します。



将来都市構造図

### 【凡例の説明】

**エリア区分:**都市の形成において基盤となる土地利用の考え方の基礎として「エリア区分」を行います。

**拠点形成:**生活を支える機能の集積や市を特徴付ける資源等を「拠点」と位置づけ、それぞれの地域特性に応じたまちづくりの核となります。

**軸の形成:**道路や公共交通網等を「軸」と位置づけ、都市の骨格を形成し、拠点間や市内外の連携を高める基盤となります。